

婚姻届の書き方

開庁時間外に届け出る場合は、できるだけ必要書類等の審査を受けたうえで宿日直室へ届け出てください。

【必要書類等】

- 婚姻届
- 来庁者の本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付）、パスポート等

【提出先】

- 夫になる人または妻になる人の現在の本籍地
- 夫になる人または妻になる人の住民登録地、所在地（一時滞在地含む）のいずれかの市区町村役場

【問い合わせ先】

松本市役所 市民課戸籍担当

〒住所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号
TEL <代表> 0263-34-3000 内線1191・1192
<直通> 0263-33-9840
午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

本人確認ができなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。

【届書の書き方と注意点】

- 氏名**
婚姻前の氏名を、略字を使わず戸籍の字体どおりに記入してください。
 - 住所**
届出時に住民登録しているところを記入してください。婚姻届と同時に転入・転居の届出をされる場合は、新住所を記入してください。
開庁時間外に届出をされる場合、婚姻届に新しい住所を記入しても住所変更はできませんので、開庁時間内に窓口で住所変更の届出をしてください。
 - 本籍**
現在在籍する戸籍の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄
父母の氏名は、届出当時の父母の氏名を記入してください。死亡または離婚していても記入してください。
夫婦のどちらかに養父母がいる場合には、養父母欄にも氏名を記入してください。
 - 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍**
婚姻後の氏（姓）を選択し、☑を入れてください。
☑を入れた人が戸籍の筆頭者となり、夫婦で新しい戸籍がつけられますので、新本籍を記入してください。ただし、☑を入れた人がすでに戸籍の筆頭者となっている場合は、新本籍の記入は不要です。
※開庁時間外に届出をされる場合は、新本籍として使用できる地番かどうか、事前に市区町村役場の戸籍担当へお問い合わせください。
 - 同居を始めたとき**
同居しておらず、結婚式を挙げていない場合は記入は不要です。
 - 初婚・再婚の別**
再婚の場合は、死別または離別年月日を記入してください。
 - 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事**
それぞれ別々の世帯だった時、世帯の中で所得が一番多かった人の職業にあてはまるものを選び☑を入れてください。
 - 夫妻の職業**
国勢調査の年のみ記入してください。
- その他**
- 鉛筆や消えるペンで記入しないでください。
 - 書き間違えた場合は、二重線で抹消してください。修正テープ、修正ペンは使用しないでください。

年 月 日 午前・後 時 分 受領	受理 令和 年 月 日	送付 令和 年 月 日	発行 令和 年 月 日
婚姻届	第 号	第 号	第 号
令和4年5月1日届出	長野県松本市 長印		
長野県松本市 長 殿	書類調査	戸籍記載	記載調査
	調査票	附 票	住民票 通知

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	まつもと じょういち 松本 城一	ながの そらこ 長野 空子
(2) 住所	長野県松本市丸の内 丁目 3 番 7 号 方書 松本マンション303	長野県安曇野市三郷明盛 4810 番 1 号 方書 長野太郎
	世帯主の氏名 松本 城一	世帯主の氏名 長野 太郎
(3) 本籍	長野県松本市大字島内 丁目 4970 番 1	長野県長野市旭町 丁目 1108 番
	筆頭者の氏名 松本市郎	筆頭者の氏名 長野 太郎
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 松本市郎 続き柄 二男 母 安曇孝子 続き柄 養子	父 長野太郎 続き柄 長女 母 長野愛子 続き柄 養女
	養父 松本 洋子 続き柄 養子	養母 続き柄 養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 長野県松本市蟻ヶ崎二丁目 4 番	
	☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。	
(5) 同居を始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 元年 11月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
	☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚(☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 再婚 再婚(☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 離別	
	再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫婦の職業	夫の職業 08	妻の職業 05
	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	

記入の注意

- 成年2人の証人が必要です。証人各自が署名し、住所・本籍を記入してください。押印は任意です。
- 住所は住民登録しているところを記入してください。

証人	松本市郎	長野愛子
署名	松本市郎	長野愛子
生年月日	24年 7月 7日	44年 10月 7日
住所	長野県松本市大字島内 4970 番 1 号	長野県安曇野市三郷明盛 4810 番 1 号
本籍	長野県松本市大字島内 丁目 4970 番 1	長野県長野市旭町 丁目 1108 番

☐証人存在確認済(補正せず) ☐証人存在確認済(補正せず)

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

※令和7年度は国勢調査の年です※
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に届出をされる方は、職業例示表を参考に職業の記載をお願いします。

◎署名は必ず本人が自署してください。

夫になる人及び妻になる人本人が必ず自署してください。押印は任意です。

平日昼間の連絡先
夫 電話 090-0000-0000
妻 電話 090-1111-1111

平日昼間連絡のつく連絡先を記入してください。

◇外国人との婚姻
婚姻届の書き方及び必要な添付書類は各国で異なります。事前にご相談ください。

◆必要書類チェックリスト◆

- 婚姻届 ☐
- 本人確認書類 ☐夫 ☐妻
- 転出証明書 ☐夫 ☐妻 (松本市外から転入する場合)